

件名	人権侵害救済法の制定反対に関する陳情		
提出者 住所氏名	東京都小金井市緑町二丁目 日本の子供の未来を・守る会 東京 ●● ●●		
受理年月日	平成22年5月18日	受理番号	第10号
<p>要旨</p> <p>包括的な人権擁護を目的とした人権侵害救済法は、憲法第21条で保障された国民の表現の自由を侵すおそれがあるため、人権侵害救済法の制定に反対するよう、国及び政府に対し、意見書を提出してください。</p> <p>(理由)</p> <p>1 人権侵害救済法では人権委員会が設置され、差別や人権侵害があった、あるいはそのおそれがあるという認識に基づいて、令状なしで居宅への立入調査、動産等の押収、留置きができることとなっています。</p> <p>まず、差別、人権侵害の定義があいまいであり、恣意的な運用をされる危険性があります。</p> <p>人権委員会が、被害者とされる人の申告による案件を、差別または人権侵害だと断定すれば、罰則を課すことができ、差別をしたとされる人の保護規定がないとすれば、市民の言動にまで介入するこの法律により、逆に重大な人権侵害が起こされる危険性があります。</p> <p>つまり、この法律の運用により、市民の正当な表現行為であっても、差別または人権侵害であると恣意的に認定され、罰則を受けるおそれがあり、国民の言論、表現の自由を抑圧することになりかねません。</p> <p>すなわち、人権侵害救済法は、表現の自由を保障した憲法第21条に抵触し違反するものであることは明白です。</p> <p>2 そもそも、国民が自らの良心にしたがって何か表現する際に、まずそれが法律に触れるのではと考えなければならないような社会は、委縮した社会であり、自由闊達な言論、表現を基盤とした近代国家のあり方に逆行するような社会です。</p> <p>この法律の運用により、そのような前近代的な社会の風潮を生み出し助長することになりかねません。</p> <p>3 人権委員会に差別、人権侵害の申し出があり、その申し出にあたるとみなされ</p>			

ると、人権委員会の強権が発動されることとなります。被害者とされる人からの申告だけで、誰の家でも令状なしで捜索し拘束する権限があるので、これ自体が大きな人権侵害を起こす危険性があります。そして、そのようなことを行う重大な権限を持った人権委員会を抑制する機関がないことも、はなはだ問題です。

まるで共産主義国にあつてしかるべき制度を、自由な国日本に導入しようとするものです。

- 4 不当な差別や人権侵害などは、健全な社会、健全な人間関係の下においては存在しないものです。それゆえ、私たちは、まず健全な社会、健全な人間関係を築くよう努力すべきです。どちらかといえば、教育政策や国民の社会活動などにより解決策を求めるべきで、このようなことは罰則を課したり取り締まったりすることにそぐわず、無理に行えば社会に歪みを生じさせる働きをするだけです。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上